

小山町国土強靱化地域計画

【概要版】



富士山頂と金太郎のまち おやま

平成 28 年 5 月

小 山 町

はじめに

1 計画策定の趣旨

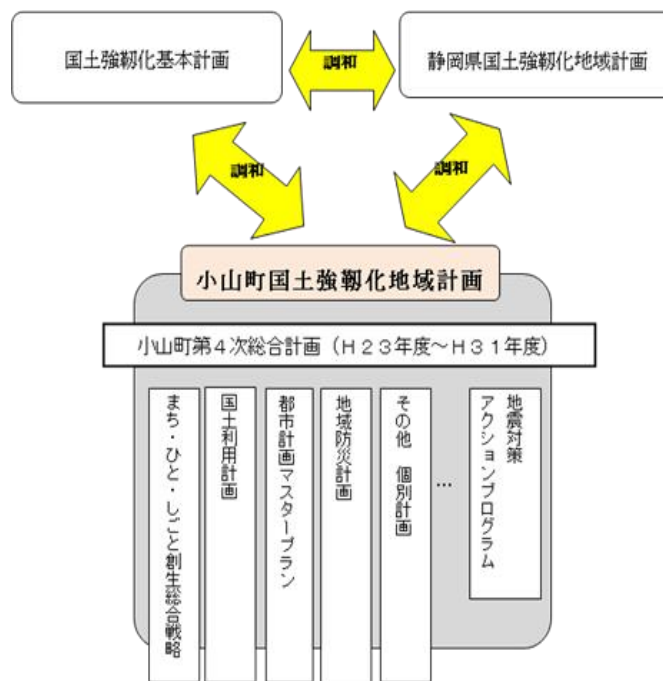
国土強靱化地域計画とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画です。

小山町では、「内陸フロンティア推進区域」の取組を推進するとともに、「小山町地震対策アクションプログラム2013」に基づく地震対策等、国土強靱化の施策を積極的に推進していきます。

また、国や県の支援策を最大限に活用し施策を実施するとともに、町民、事業者、各種団体等による主体的な取組や協働を促し、着実に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本町の計画等の指針となるべきものです。



3 計画期間

小山町国土強靱化地域計画の計画年度は、第4次総合計画後期基本計画と同様に平成28年度から平成31年度までの4年間としました。

4 計画の推進

本計画に基づく具体的な取組については、「総合計画」、「地域防災計画」、「地震対策アクションプログラム」等の計画に基づき、本計画のプログラム推進計画に記載の各項目について計画的に推進するために、定期的に調査を実施し、進捗管理、評価等を行い必要に応じ取組みの手法や目標等の見直しを行っていきます。

基本的な考え方

1 基本理念

小山町では、防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえた地域づくりを進める際に、町民・行政・民間事業者の「参加と協働」によるまちづくりの推進を図り、町民の「安全・安心」を最優先とする必要があります。このため、「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい元気で、強く、安全な地域社会の実現を基本理念としました。

2 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護を最大限図る
- (2) 地域社会の重要な機能の致命的な障害の回避及び維持を図る
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- (4) 迅速な復旧復興を図る

3 事前に備えるべき目標

- (1) 人命の保護
- (2) 迅速な救助・救急、医療活動等
- (3) 行政機能の確保
- (4) 情報通信機能の確保
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- (9) 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国土強靱化の基本目標達成に向け、国が国土強靱化基本計画に掲げる45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町で起こりうる3つの災害(地震、火山噴火、土砂災害・水害等)と地域特性を踏まえ、以下のとおり34項目のリスクシナリオを設定しました。

※ 重点的に取り組む項目

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
	1-3	異常気象等による大規模な土砂災害、水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
	1-4	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食糧等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所が適切に運営できず避難者の安全確保ができない事態
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中継停止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の長期にわたる停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-2	貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3	森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

プログラム推進計画の概要

基本目標を達成するため、34の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために今後必要となる施策(プログラム)を検討し、推進計画をまとめました。

推進計画については、プログラムの進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標(KPI)を設定するとともに、プログラムの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直しをしていきます。主な推進計画及び重要業績指標については以下のとおりです。

目標1 大規模自然災害が発生したときに人命を最大限保護する

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【住宅の耐震化率向上】

○町は、住宅の倒壊による死傷者を出さないために、補助金制度の周知等により住宅の耐震化率向上を図ります。町民の皆さんは、補助金制度の活用による自宅の耐震性評価や耐震工事を行ってください。

昭和56年5月以前に建設された木造住宅で耐震性が確保された住宅の割合

77%(H26)→90%(H31)

【家具等の転倒防止・ガラスの飛散防止対策】

○町は、家具等の転倒やガラスの飛散による死傷者を出さないため、家具等の転倒防止について、町民に対し助成を行い、ガラスの飛散防止対策については一層の啓発に努めます。町民の皆さんは、想定される被害の重要性を理解し、助成制度をうまく活用することにより、対策を講じてください。

家具類を固定(家庭内の一部を含む)している町民の割合

66%(H26)→100%(H34)

【地域消防力の確保】

○大規模地震が発生した場合には、町内で多数の火災が発生します。町は、町民への避難広報及び避難誘導等を行う必要があるため、非番消防職員や消防団員の非常招集等の体制を整備します。また、町民と民間事業者などと協働して、平時から火災予防、被害軽減のための取組を推進します。

救急救命士(37人)の確保

94.6%(H26)→100%(H34)

消防団員の確保

87.2%(H26)→90%(H34)

【消防施設・設備の整備】

○地震発生時には、防火水槽や水道管が破損する可能性があります。町は、耐震性の貯水水槽の設置を促進するとともに、常備用消防資機材の整備を図ります。[行政]

耐震性貯水水槽の整備

75%(H26)→100%(H34)

常備消防用防災資機材の整備

100%(H26)→継続

1-2 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【情報伝達体制の整備】

○平成26年9月の御嶽山の噴火では、噴火警戒レベルが引上げられないまま突然の噴火で多くの犠牲者が発生しました。命を守るためには、噴火口から迅速に避難することが必要であることから、町は、国からの危険情報を登山者、山小屋等に迅速かつ効果的に伝達できるシステムを県と連携して構築します。

災害対策本部における衛星携帯電話の整備 100%(H25)→継続

【富士山須走口五合目の再整備】

○町は、須走口五合目観光案内所の機能を見直し、噴火等災害時の登山者や観光客の避難、登山情報の提供等の機能を持った「情報提供施設」や、周辺の駐車場、歩道等の面的整備を推進します。

須走口五合目の防災機能を高めるため、情報提供施設・駐車場・歩道などの整備

10%(H27)→100%(H31)

1-3 異常気象等による大規模な土砂災害、水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態

【森林の適正な整備・治山対策】

○森林整備の遅れにより、森林の有する国土保全機能(土砂流出防止、洪水緩和等)が損なわれる恐れがあり、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されます。このため、町は、鳥獣害対策を徹底したうえで、間伐や荒廃した森林の再生等、総合的かつ効果的な治山対策を推進します。

山地災害を防止するための森林の整備率(町有林直営地) 48%(H27)→80%(H34)

山地災害の安全対策が必要な地区の整備率 72%(H27)→90%(H34)

1-4 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【災害関連情報の伝達手段の多様化】

○町は、震災、風水害、異常降雨等多様な災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、災害情報共有システム(Lアラート)、エリアメール、緊急速報メール、登録制メール(金太郎メール)など多様化に努めています。情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施により、システムの検証と町民への周知を図ります。

「地域に安心できる防災の仕組みがある」と回答する町民の割合 51%(H26)→ 60%(H31)

災害対策本部における衛星携帯電話の整備 100%(H25)→100%(H34)

【防災意識の向上】

○自然災害による被害を軽減するためには、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要です。このため、町は、防災セミナー、出前講座の開催や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練等多様な対策を実施するとともに、各中学校区での防災教育連絡会、学校の通学合宿等での防災講話など、各種機会を活用し防災意識の向上を図ります。

町立幼稚園、小・中学校(3地区)と地域が連携した「防災教育推進のための連絡会議」の開催
100%(H24)→継続

町立幼稚園、小・中学校(3地区)と地域が連携した防災活動(防災訓練)の実施
100%(H24)→継続

自主防災会役員または防災士の女性がいる区の率
27.5%(H26)→100%(H34)

男女共同参画の視点を入れた防災講座の開催
100%(H26)→継続

「地域に安心できる防災の仕組みがある」と回答する町民の割合
51%(H26)→60%(H34)
など

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【食料・飲料水等の備蓄促進】

○町では、食料等の緊急物資の備蓄を促進するとともに、町民に対して7日以上の食料、飲料水の備蓄を呼びかけているが、ほとんどの家庭では不十分な状況です。町は、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法などの周知などを行い、在宅避難者への対応を含めて備蓄率の向上を図っていきます。

○事業所においては、遠距離通勤の従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄を推進します。

○学校においては、児童・生徒が学校にとどまる場合に備え、食料・飲料水の備蓄を推進します。

7日以上の食料を備蓄している町民の割合
4.2%(H24)→100%(H34)

7日以上の飲料水を備蓄している町民の割合
10.9%(H24)→100%(H34)

飲料水・食料を備蓄している事業所の割合
24.9%(H24)→100%(H34)

町の緊急物資(食料)の備蓄量
41.0%(H24)→100%(H34)

町の緊急物資(食料以外)の備蓄量
40.7%(H24)→100%(H31)

【応急給水体制の整備】

○日本水道協会や県、また東部4市2町の水道災害時における応援対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援の確立を目的とした協定があります。町は、情報交換や訓練を実施し、連携体制の一層の強化を図ります。

水道災害時に、給水応援・復旧対策に対する協定の締結
100%(H26)→継続

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【地域防災力の充実・強化】

○広域災害では、支援の遅れや不足が生じることが想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要があります。このため、町は、防災資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などと協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取り組みを促進します。

1名以上の防災士を配置する行政区数	45%(H26)→75%(H34)
自主防災リーダー研修(年2回)	100%(H24)→継続
自主防災組織(40組織)の資機材充実	継続

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【災害時医療救援体制の整備】

○町は、有事に備え、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターとの連絡調整の体制を強化します。また、医師会、歯科医師会及び薬剤師会をはじめ、災害拠点病院と災害時の医療救護体制の強化や医師や看護師派遣による人材確保等を図ります。

医療救護訓練回数	年1回(H27)→年1回以上(H34)
救護所資機材の更新・充実	100%(H27)→継続
救護病院(2病院)における広域搬送トリアージ基準を用いた訓練の実施率	100%(H25)→継続

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

【道の駅の防災拠点化】

○大規模広域災害時には、東名・新東名高速道路及び国道246号、国道138号は、支援物資、応援部隊等の重要な進出経路です。町は、効果的な受援体制を確立するために、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」を広域防災拠点としての整備を促進します。

道の駅「ふじおやま」「すばしり」の防災拠点化	0%(H24)→100%(H34)
------------------------	-------------------

【災害時応援協定を締結する事業所との連携強化】

○町は、道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結している事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

民間事業者との協定締結	24件(H26)→継続
-------------	-------------

【迂回路となりうる林道の整備、維持・管理】

○幹線道路等の通行不能により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない恐れがあります。このため、町は、迂回路、避難路等の役割が期待される林道の整備、維持・管理を推進します。

迂回路の役割が期待される林道について、必要な情報が記載された調書の作成	0%(H27)→100%(H31)
	など

目標3**大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する****3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下****【町の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化】**

○町は、防災拠点庁舎の更なる耐震性の強化を図るため、役場本庁舎の建替えや耐震補強を検討するとともに、地震に備えた事務機器等の固定などの安全性確保を実施します。また、必要な機能を維持するため、非常用発電機の 72 時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行います。

町の防災拠点(10 施設)における非常電源の整備 30%(H24)→100%(H34)

【町の業務継続に必要な体制整備】

○町は、業務継続計画(BCP)を作成し、検証を行い、業務継続に必要な体制の整備を図ります。

町職員のための備蓄 50% (H26) →100%(H34)

など

目標4**大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する****4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止****【防災拠点庁舎における非常電源・燃料の確保】**

○町は、防災拠点庁舎における防災行政無線等の情報通信施設の機能を維持するため、非常用発電機の 72 時間稼働に必要な燃料の確保及び再生可能エネルギー等の導入の検討を行います。また、町内の防災拠点 10 施設における、非常電源の整備を促進します。

町の防災拠点(10 施設)における非常電源の整備 30%(H24)→100%(H34)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中継停止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**【防災行政無線(固定系)のデジタル化】**

○防災行政無線(固定系)は、各家庭における、災害発生時の重要な情報受信設備です。町は、正確な災害状況等の伝達を行うため、デジタル化を推進します。

防災行政無線(固定系)のデジタル化 0%(H26)→25%(H31) ※H36 には 100%完了予定

など

目標5**大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない****5-1 サプライチェーンの寸断等による社会経済活動の停止、生産力の低下****【事業継続計画の策定及び促進啓発】**

○民間事業者等は、サプライチェーンが長期間にわたり中断した場合においても、企業の経済活動や生産力の維持を可能にするため、事業継続計画(BCP)の策定や見直しに努め、町はその促進啓発を図ります。

事業所(100人以上)の事業継続計画(BCP)策定率 29%(H24)→80%(H31)

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止**【小山町「内陸フロンティア」を拓く取組における三来(みらい)拠点事業】**

○町は、木質バイオマスと太陽光のハイブリッド発電施設整備を促進し、有事の際には隣接する工業団地等へ電力供給をする仕組みを構築します。

施設整備率 0%(H26)→100%(H31)

など

目標6**大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る****6-1 電気、石油・LPガスの長期間にわたる供給の停止****【ライフライン機関との連携強化】**

○町は、エネルギー供給の長期途絶の回避及び被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議等での情報交換や訓練を実施し、連携体制の強化を図ります。

「地域に安心できる防災の仕組みがある」と回答する町民の割合 51%(H26)→60%(H31)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止**【上水道施設の耐震化等】**

○町は、災害時における上水道の機能確保を図るため、水道の取水施設(水源)、配水池や水道本管の耐震化を促進します。

配水池の耐震化率 60.9%(H26)→70.9%(H31)

水道本管の耐震化率 19.7%(H26)→25%(H31)

重要な水源へ自家発電設備の整備 7ヶ所(H26)→継続

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の耐震化等】

○町は、災害時における公衆衛生問題等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図ります。

須走浄化センターの耐震化ランク	I a(H26)対応済
須走浄化センターへ自家発電設備の整備	100%(H26)→継続
下水道本管の耐震化率	100%(H26)→継続

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【幹線道路整備・橋梁長寿命化修繕】

○町は、幹線道路の整備及び橋梁等の長寿命化修繕を推進することにより、避難時のルートを確認します。また、狹隘町道において緊急車両の通行が可能となるよう、幅員を確認します。

「道路網が便利で快適である」と回答する町民の割合 29%(H26)→50%(H31)

【災害時応援協定を締結する事業所等との連携強化】

○町は、道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結している事業所等との意見交換、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

民間事業者との協定締結 24件(H26)→継続

6-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【安全・安心な道路網の整備】

○町は、信号機のない環状交差点(ラウンドアバウト)の整備を事業計画として推進することにより、災害発生時における交差点内での事故防止を図ります。

環状交差点(ラウンドアバウト)の整備 0箇所(H26)→0箇所(H31) ※H32 1箇所設置予定
など

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【観光業、農業等の需要回復に向けた正確な情報発信】

○町は、災害発生時における消費者の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報を収集し、迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、町内農産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を講じます。

正確な情報収集と的確な情報発信 80%(H27)→100%(H34)

7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

【貯水池、ため池の老朽化対策・機能強化】

○町は、東京電力と貯水池の監視・連絡体制の強化を図ります。また、農業用ため池が機能低下等により決壊した場合には、浸水被害が拡大する恐れがあるため、機能低下したため池の整備・補強の促進を図ります。

ため池の点検・診断の実施割合 67%(H27)→100%(H32)

など

目標8

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理基本計画の策定】

○町は、災害時に大量発生する廃棄物の処理を円滑に行うため、早急に災害廃棄物処理基本計画を策定するとともに事業者の事業継続計画(BCP)の策定を促進します。

災害廃棄物処理基本計画の策定 0%(H26)→100%(H31) ※H28 計画策定予定

8-4 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態

【被災者の雇用対策の実施】

○町は、事業所の事業継続計画(BCP)の作成を促進するとともに、企業懇話会等及びハローワークなどの関係機関との連携を強化し、早期復職を図ります。

事業継続計画の作成促進 30%(H27)→50%(H34)

8-5 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化

【町営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の活用】

○町は、個別改善が実施され長寿命化が図られた町営住宅において空き家がある場合、被災者に対して優先的に賃貸し、避難生活が長期化した場合の住居の確保に努めます。

長寿命化対応がされた住棟率 4%(H24)→65%(H34)

など

目標9

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

【小山町「内陸のフロンティア」を拓く取組における三来(みらい)拠点事業】

○町は、「有事に備えた取組が平時における産業振興や地域活性化に寄与」するような工業団地等の整備を行い、有事に強い産業基盤の構築を図るとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進します。

企業進出数

0社(H27)→10社(H31)

【良質な宅地供給】

○町は、良質な宅地を供給し、安心して生活ができるよう、宅地造成事業を推進します。

町による宅地分譲数

8区画(H26)→43区画(H31)

【地域コミュニティの活性化の推進】

○町民がまちに愛着と誇りを持ち、将来に夢や希望が持てるよう、町は町内5地域(各小学校区)における公益的な地域活動を支援し、町民と協働で地域コミュニティの活性化を推進します。

「地域コミュニティが活発である」と回答する町民の割合

29%(H26)→50%(H31)

など

問い合わせ先

小山町 企画総務部 町長戦略課

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲57-2

TEL:0550-76-6133 FAX:0550-76-4633

<http://www.fuji-oyama.jp/index.html>